

## 平成26年第3回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年11月14日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成26年11月14日午前9時00分	議 長	上 田 利 治 君		
	閉 会	平成26年11月14日午前10時9分	議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	7 番	中 山 昭 和 君		6 番	友 田 国 弘 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		総 務 課 長	右 寺 直 樹 君	
	財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君		税 務 課 長	青 木 敏 治 君	
	住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君		保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君	
	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君		ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君	
	生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君		教 育 課 長	井 上 新 吾 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

## 平成26年第3回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年11月14日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第60号 町道長倉藤平線改良（1工区）工事変更請負契約について
- 日程4 議案第61号 動産の買い入れについて

---

### 午前9時 開会

#### ○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部より議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

#### ○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

#### ○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

#### 日程1 会議録署名議員の指名について

#### ○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番中山昭和君、6番友田国弘君を指名いたします。

#### 日程2 会期の決定について

#### ○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月14日の1日間といたしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月14日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第60号 町道長倉藤平線改良（1工区）工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第60号 町道長倉藤平線改良（1工区）工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成26年第3回玄海町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第60号 町道長倉藤平線改良（1工区）工事変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年5月17日に請負契約した町道長倉藤平線改良（1工区）工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、変更契約の目的としましては、平成25年度佐賀県核燃料サイクル補助金、町道長倉藤平線改良（1工区）工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、169,581,261円でございます。変更前の契約金額が165,638,181円ございましたので、3,943,080円の増額となっております。

契約の相手方は、東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長久保博務氏でございます。

工期は、着工が平成25年5月17日から、成工は平成26年11月21日までとしております。

支出科目は、一般会計、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。

変更理由の主なものとしましては、別紙で添付をしておりますけれども、当初、補強土壁背面盛り土材については、今回、工事発生土、過年度工事発生土の仮置き土及び不足分を新規購入土で計画をしておりましたが、今回、工事発生土においても、仮置き土においても想定以上の転石が混入をしていたため、一部使用できなくなり、全体盛り土材が不足することとなったため、これを解消するために新規購入土の追加をしたいということでございます。

それから、昨年度末、平成26年度2月の適用ですけれども、この公共工事設計労務単価決定によりまして、賃金が急激にアップされたため、その対処としまして、国からインフレスライド条項の適切な運用依頼が通知されました。このことにより、受注者から玄海町建設工事請負契約約款第25条第6項、これはインフレスライド条項と申しますけれども、これに基づき、請負代金額の変更について請求されたため、これに対処するために適用基準日を平成26年4月11日としまして、それ以降の残工事について、同条第7項及び第8項に基づき、インフレスライドによる変更を行いたいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。友田国弘君。

**○6番（友田国弘君）**

今、説明がございましたけれども、このインフレスライドについてちょっとお尋ねをいたします。

この条項について、我が町玄海町では、アニマル（7ページで訂正）か何かを作成されておるのかをお尋ねいたします。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、マニュアルについてお尋ねをいただきました。私どもマニュアルというものを実はこの物価スライド条項に持っているわけではありませんけれども、先ほど変更理由で申し上げましたように、スライド条項を適用するかどうかというのは、具体的にどういう内容にするかというのは、これは実は国がきちんと示しておりまして、それを踏まえて、都道府県や市

町村が同様な扱いをするというような形になっておるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

冒頭「アニマル」と申しましたけど、「マニュアル」だったんですね。どうも失礼しました。

今、町長のほうから説明がありましたけれども、国から通知があったというのは、いつごろ通知があったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど変更理由のところでも申し上げましたけれども、昨年度末に、これは平成26年の2月でございますけれども、公共工事設計労務単価決定によりまして、賃金が急激にアップされたために、その対処として国からインフレスライド条項の適切な適用依頼が通知をされました。ですから、平成26年の2月以降だということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ことしの2月に国から通知が来たと言うんですけど、実は、玄海町の建設約款25条の6項をきのう見ましたところ、こういうインフレスライドという文句はなかったんです。それで県内の自治体をちょっと見てみますと、例えば、佐賀県の場合は、ちゃんとインフレスライド条項、佐賀県建設工事請負契約約款25条第6項を運用することになりましたと、それについてずうっと詳しく内容を書いてあるんですね。こういう手続をしてください、こういう手続をしなさいとか、ほかには、あと何市かやっぱりこういうことははっきり明記してあるんですよ。だから、我が町もやはり関係者がいつでも見て、ああ、こういう制度があるんだということが、皆さん、関係者が見られて、ああ、こういう条項があるんだということを見られて、こういう今回の提案のあれもできるんじゃないかなろうかと思っておりますので、やはり25条の6項ですか、やはりほかの県もほかの市もこういうちゃんとはっきりマニュアルを作成してありますので、うちのこれにも加えるべきじゃないかなろうかと思っておりますけれど

も、どんなものでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、友田議員さんから御指摘をいただきました第25条第6項という項目でございますけれども、これはインフレスライドについて規定をしているところでございます。

予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション、またはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當になったときに請負代金額の変更の請求ができるとしてある条項でございます。これは私どもにも、今回、見ていただいたとおりに、玄海町もこれを採用したということはおうちの条項の中にもこれが入っているというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

このインフレスライド条項の適用というのは、町長が答弁されました26年2月以降ということですから、これはただ今年度だけに適用するものですか。毎年これを適用できるものか。国がこれを発行というか、言わないとできないんですかね。町単独でできるものか、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁の中で一部説明しましたがけれども、予期することのできない特別な事情ということになっておりますし、当然工事をする期間の中でインフレーションが突然起こったり、デフレーションが起こったりという可能性がないとは言えません。ここで請負代金額が著しく不適當になる場合というのは出てくるかというふうに思いますので、そうなった場合は、その状況の中で判断をし、この条項に適用させていくということになるかと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これも町長答弁にありましたインフレ、デフレで著しく不適當になったとき、これを適用できるということですが、確かに今、急激な円安になっていますね。だから、資材等とかも、輸入関係とかそういったところが変わっていきましますし、それに合わせていろんな物価等も変わっていくだろうと思います。この変更理由書にも賃金が急激にアップされたためとなっておりますが、大体何%ぐらい上がったものか。

それと、変更理由の中の1と2がありますが、両方とも金額的に今回約4,000千円弱のアップですよね。1番と2番の分が幾らずつアップしたのか、それと急激にアップしたのが何%ぐらいアップしたのか、それについて説明をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

変更の理由を2つ申し上げました。最初の新規購入土の追加をするという部分が、この増額が2,400千円でございます。

それから、今、御指摘をいただいたインフレスライドの条項によって請求を受けている金額、増額分が1,000千円でございます。

それから、賃金が急激にアップということをお指摘いただきましたけれども、平成26年2月から適用となった公共工事設計労務単価については、全国の全職種で平均7.1%の増額ということになっております。また、職種別に申し上げますと、これはもう例えばですけれども、佐賀県においては型枠工で1,300円の増加、これが7.5%に当たります。それで、単価が18,600円になりました。それから、鉄筋工では1,200円、これは率でいうと、7.6%になりますが、増額しましたことで単価が16,900円ということになっておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

変更理由書の中に、適用基準日が平成26年4月11日とありますね。実際、着工が5月17日、その前に入札と契約が行われると思っておりますが、適用基準日が4月11日となっております。ということは、もともと入札する前にそこら辺は想定できなかったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

適用基準日の決定方法につきましては、請求日とすることを基本として、また請求があった日から起算をして14日以内で発注者と受注者とかと協議をして定める日とするとしておりまして、本工事については、受注者より平成26年4月2日付でインフレスライドによる請負代金額の変更について請求がされたため、受注者と協議をした結果、適用基準日を平成26年4月11日ということでしたものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

私が提供基準日と着工の年数をちょっと勘違いして質問しておりました。

それから、今回、先ほど町長の説明の中に型枠工、鉄筋工がそれぞれ7.5%から7.6%アップしたということですが、この路線ですね、ほかにもまだ継続中というか、今からやる分もあるかと思えます。それらのこういった請負変更があるものか。また、今、学校建設もされておりますね。だから、これと同じように、ほかの玄海町が今、継続して工事している部分もこういった形でアップする可能性があるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず、このスライド条項を適用するかどうかということについては、内容が国からは示されました。それを踏まえて、実は都道府県、それから市町村が同様な扱いをするということで私ども判断をしていくことになるだろうというふうに思いますけれども、スライド条項の趣旨は、受注者と発注者とは対等の考え方のもとに、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないという、その基本的な考え方に立っておりまして、請求の権利を規定しているものでございます。この請求をするかしないかは、実は受注者、または発注者の判断によるものだというふうに思っておりますので、その時期の状況によっては、そういう判断がされれば、またそういうことが出てくる可能性というのはゼロではございません。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ということは、学校建設に関しても、このインフレスライドが、町長が言われました受注者、発注者、そこの辺の言われたこと、負担増になる分を緩和するというか、見直すということでしょうけれども、学校もあり得るということで理解したらいいですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

はい。今、議員おっしゃっていただいた、そのとおりでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

となると、見積もりというか、計算されているかどうかわかりませんが、今、学校の場合、これは1月ぐらいに工事が完了予定ですね。それで、もう日数的には工期は余りないですけれども、実際、学校の場合どのくらいになるとか、そこまでの想定はされていますか、どんなでしょう。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません。私のほうで数字がちょっとわかりませんので、まちづくり課長に答弁させます。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

脇山伸太郎議員さんの質問にお答えいたします。

学校の建設につきましては、設計変更及びインフレスライドにつきましても、今現在、協議中でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

もちろん、想定はしてなくちゃならないと思います。協議中というのは、庁内の協議中で、もう実際、業者さんとの協議もしているわけですか。金額等とかはまずこんな場では言えないでしょうから、その協議中という内容だけ説明してください。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

協議といたしますのは、業者、受注者との協議ということでございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、まちづくり課長が答えましたけれども、そういう協議をしなければいけないような申し入れがあっているということでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

インフレスライド条項という初めての言葉が出てくるんですけど、これに起因するものは、もともと東北の地震からだと思うんですよね。その時点からもう3年たつわけですけど、実際、学校建設では、そういうふうに鉄筋工がいないとか型枠大工がいないとかという話は聞いておりましたので、そういうものが来るだろうと思っておりましたが、契約時点の設計単価から7.1%増額したということですかね、型枠の場合。そして、鉄筋工が7.6%増額した。設計単価がですか。町長は人件費の増額でおっしゃいましたよね。だから、人件費の増額が幾ら上がったのか。

これが1,000千円ですけど、この利益が会社に行くのか、それともアベノミクスで——安倍総理は賃金を上昇させて景気をよくしようということですよ、目的は。だから、そっちのほうに、人夫さんのほうに、型枠大工とか鉄筋工とか、そういう賃金に行くのか、それとも、これだけ設計単価が上がったから上がった分は会社の利益に行くというのじゃちょっと趣旨が違うと思うんですよね。実際に賃金が上がったのは、今、鉄筋工と型枠大工のは町長がおっしゃいましたけど、その7.1%というのは設計単価が上がったのか、それとも賃金がそれだけ上がったのか、その辺はいかがですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

設計単価が上がったということでございまして、その上昇分につきましては、もちろん、労働者に反映する目的でそういった運用をなさいたいということで、事業者にもそういった形で通知をされております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

設計単価、県あたりの基準単価、それを7.1%上げたということですね。そしたら、全部請負金額はそれに上昇せにゃいかん。その辺の時期の問題ですよ。4月11日が適用基準日、それから後の日数を換算して、その分から4月11日以降を7.1%上げるということですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

スライド条項につきまして、少し説明をしたいと思います。

今回のインフレスライド条項の趣旨といいますのは、先ほどありましたけれども、急激な価格水準の変動により対応する措置としまして、条件としまして、残工事が2カ月以上ある工事ということになります。それで、今回は国のほうからインフレスライドについて示されたわけでございます。

それと、以前、平成20年でございますけれども、北京オリンピックが開催されたときに鋼材類が上昇いたしまして、その際には、単品スライドについて国から示されたところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

インフレスライド制度はもう一つよく私としては理解できない。無理やり安倍総理が物価を上げようとする。デフレ退治をしてインフレに、年2%の目標に持っていかうとするため

の、無理やりに持っていこうとするような政策にも見えるんですよ。この分だけだったら1,000千円ですけど、これが学校になってくれば、何億円となっていくですよ、5億円ぐらい出てくるんじゃないですか。まあ、5億円もならないでしょうけど。

資材が上がったとか、そういうふうならわけはわかるんですけど、資材は大して上がっていない、鋼材にしても、中国で大余りしておいて、日本の鋼材もそれで余り上がっていないですよ。セメントは東北大震災で不足をした。しかし、今は東北のほうの大船渡の工場も稼働しておるし、不足感はあるんですけど、決定的に不足ではないということです。その分が上がってくればいいんですけど、学校のほうとは別にこの議案で質問しますが、町長は最初、賃金と言われましたよね、賃金に充てますと。そしたら、岸本組の人夫の賃金がそれだけ上がるのかということです。私はちょっと突っ込んで、余り深入りかもしれませんが、一応これでインフレスライド制度を議会に納得させた上で、学校で何億円というものを持ってこようかなという、その意図かなと思うんですよ。今も継続して協議をおるなら、今度も——確かに型枠工が足りない、鉄筋工が足りない、そして沖縄から呼んできておるということは聞いておりましたが、それはもう入札する時点でわかっていることですよ。しかし、その時点はまだ設計単価の見直しがなかったからということになるんですか。それを今度もそういうふうに応用するという事なんですかね。学校のことで聞いたらあれですけど、この議案でしなければいけないんですけど。それだけ人夫賃が上がるということですね。そして、この町道長倉藤平線に型枠工、鉄筋工、そういう人たちがこれだけ参加、工事を人夫としていたのかということもちょっと疑問があるんですけど、それはいかがですか。

**○議長（上田利治君）**

中山まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中山昇洋君）**

先ほど町長のほうから説明いただきました賃金の上昇につきまして、例えばという形で型枠工、鉄筋工について説明をしていただきましたけれども、今回の工事に関しまして、その分が型枠とか鉄筋工とかが入っていたということではございません。あくまでも、例示としまして、そういったものを説明していただいたところでございます。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、おっしゃっていただいたように、私も先ほどちょっと答え方が悪かったかと思えますけれども、例えばということを強調して言ったつもりなんです、全国の全職種で平均7.1%の増額となっているわけで、その中で、たまたま型枠工であったり、鉄筋工が7.5%、7.6%という数字になっておりましたので、非常にそういう意味でわかりやすいだろうということで、その数字を上げているところでございます。

そういう意味では、職人というか、人件費が現実的に7%ほど上がっているのは、これはもう間違いのないことでございます。それはもう既に全国の調べでは、そういうふうに国から私ども指示を受けておりますので、そういうことで計算をさせていただいていることをぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

全国の賃金が7.1%上がったということですか。（「建設です。建設業界の業種」と呼ぶ者あり）なら、それで今度は景気がよくなるというふうに結びつけていくわけですね。賃金が上がれば、金が循環して、7%も上がれば、これは相当な経済効果が出てきますよね。それによって、ちょっとやり方が。

そしたら、今までですよ、町長、玄海町で基金があるからといって、国からもお金をいただくんですけど、そういう形をしてくれば、7%全部がはね返るわけじゃないですけど、少なくとも、四、五%ぐらいははね返ってきますよね、予算の執行に関して。これは来年度の予算なんかは先走り過ぎかもしれませんが、大変制約を受けるようになってきますね。無理やりに上げようとするというような意図も見えるんですけど、しかし、一応どう言ったらいいか。

それでは、1番のほうにちょっと行きます。

仮置き土においても、想定以上の転石が混入していた。この転石はどうするんですか。これは埋め土にはならないんですかね。結局、計算上は、削る分の土が、これで埋める分と同等にできていたからつじつまは合っていたが、転石が混入していたから新規土、1,158トン足りないわけですね。こういうときは、私は土ばかり埋めるよりか、中に石でも入れたほうがかえって強度があるんじゃないかと思うんですよ。そして、こういうときに、どこからど

こまで運ぶのかですね。そして、その運賃が主でしょうし、こういうときに日赤病院の土とか、ああいうものに間に合わせるようなことはできなかったのかということもあるんですけど、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

補強土壁の背面の盛り土につきましては、粒径といいますか、そのものが大きなものがございまして、締め固めとか、そういったものについて難しくなっております。それで、補強土壁が本来、安定が保たれるような、条件に適合した部分だけを使用させていただいたということでございます。

また、使用できなくなった分につきましては、搬出、処分としておまして、仮置き場というのがございますけれども、そこに置きましたものにつきましては、振り分けて、仮置き土に置いた部分も使えなくなった部分につきましては、最終年度までに処分をあわせてさせていただくことにしております。（「町長、説明してください」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに、岩下議員に御指摘いただいたように、運搬にはやっぱり多少の影響は出てくるかと思えます。と同時に、やっぱり転石の大きさによっては、今、まちづくり課長が答えましたように、締め固めをしていく段階で実は不均衡が生じます。そうすると、従来よりもやはり崩れやすい形、バランスがとれなくなりますから、転石も30センチ未満のやつがどの程度含まれているかということが非常に大きな計算の――転石混入についてはですね、特に25%未満であれば、バランスをとることが可能ですけれども、それより量が多くなれば、30センチ以上の転石が大量に入りますと、バランスがとれなくなってまいります。そうすれば、当然敷きならしですとか、締め固めというものは非常に容易ではできません。しかも、中には、平たんな部分に埋めるものもあれば、側面に埋めていく土も出てくるということを考えると、やはり大きな転石が入っていれば、当然その部分は使えないということは、これは構造上も理解をしていただけるものだというふうに思っております。その部分について、その部分の土をもう一回、ですから、その転石の分を取り除いた分で対応するというので、新しく新

規購入をしなければいけないということで、今回、こういう形で盛り土材として皆さんにお諮りをしているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

石が大きいものは盛り土材としては不適當である、30センチ以下の石でなければだめということですね。もうちょっとわかりやすいように、こっちが聞き取れるように言っていただきたい。

そして、あと2つ聞いていたんですよね。どこから運んでくるのか。真砂土でしょう、運ぶのは。真砂土を運ぶ場合、今、長倉藤平線の延長で、竹木場まで道路をつくるように県道として、していますよね。あそこを通るときに、梨川内の先に真砂土現場がありますよね。あれはちょうど通る経路になるんでしょうけど、ああいうのを一遍にとってくれば、どうせ削らにゃいかん真砂土地ですね、あそこは。ああいうところから持ってくれば距離も近いと思いますし、一遍に仕事も両方はかどるんじゃないか。だから、どの辺から持ってきて、どれだけ運賃がかかるのかと。

それともう1つは、日赤の土砂ですね。ああいうのに、もうわかっているわけでしょうから、これは大きい転石が、転び石があるから、この分は足りないということは途中でわかるはずですよ。だから、そういうのに間に合わせることはできなかったのかと、その2つも聞いたんですけど。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

御質問は、工事間の流用というふうなことでお尋ねになったものだと思いますけれども、今回の工事につきましては、自工区内での流用ということで考えておりました、またその工程等も他のところとの工程等との調整というのもなかなか難しかったものですので、こういった形になっております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

このインフレスライドですか、これは初めてですが、この適用条件といいますか、要件と  
いいますか、工事金額が大きいものしかできないんですか。一般の普通の土木でも、もしこ  
のインフレスライド、この申請があったら検討されるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。課長、もう自席でよか、自席で。時間の無駄。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

先ほども基準のことで言いましたけれども、あくまでもそういった賃金等の上昇というよ  
うなことが原因としてあるわけですので、設計としまして、その適用以前の単価で設計され  
ていた分については当然低いわけでございますので、条件としましては、2月の単価改定を  
超えて工事がなされているということが基準としてございますので、あくまでも工事期間中  
にそういった単価の変更とか、そういったものがあるものに限られております。

ですので、例えば、本年度工事発注については、新しい単価で設計をしておりますので、  
それについて、インフレスライド条項の適用というのはないということでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

では、特別にこの適用ができる基準は、先ほど著しい単価の変化があった場合と聞いてお  
りますが、金額的とか工事そのものの大小には関係ないということですかね。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

基準といいますのが、先ほど申しましたように、急激な価格水準が変更になったときに、  
それと残工事が2カ月以上あるものということでございますので、そういうふうな条件を満  
たさないと、インフレスライドの適用というのはいけません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

異常な人件費、あるいは資材の代金が上昇した場合に適用されるということですよ。で  
あれば、例えば、大きな工事の場合、結構長くなるわけで、現に、例えば、50%の進捗状

況であった場合、それまでこういう変化はなかったと。それ以後、そういうものが起こってきたという場合には、その半分だけが設計変更に当たるのか、全体にかかるのか、その辺はどうですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

インフレスライドにつきましては、適用基準日を定めますけれども、それまでの出来高を調査いたしまして、出来高から全体を引けば残工事というふうになってきますけれども、残工事に対しまして、新しい単価といたしますか、設計単価を引き直しまして、それについてインフレスライド額というのを求めてまいります。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

例えば、今度の玄海町の小中一貫校の工事建設に当たって、大体全ての面にかかるのか、どの範囲にかかってくるのか、その辺の予測はちょっと今言えるでしょうかね。言えたら、説明してください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

学校建設に関して申し上げますと、今ここできちんとしたお答えをすることは非常に難しゅうございますけれども、この会議後、教育環境特別委員会がございますから、そこでまた再度お尋ねをいただければというふうには思います。ただ、今現時点ではまだ協議をしておりますので、ちょっと具体的なことは委員会の中でも答えられないかもしれませんが、その点については御了承いただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、先ほどの説明で協議中という言葉をちょっと聞きましたので、ひょっとしたら、そこから辺まで行っているんじゃないかということでお聞きしたわけなんです。

それからもう1つは、ここに説明の図面があるんですけども、ここはナンバー2から26までの、これは全区間こういうふうな形でやるわけですかね。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

ここに示しておりますのは、今回の町道長倉藤平線改良（1工区）工事の全体の区間でございまして、インフレスライドがどこに該当するののかというのは、この中で、先ほどありましたように、4月11日を基準としまして、それから残った残工事部分について適用をしたということでございます。ですから、これは、一つ一つの工種がどこにかかってくるのかというふうには、部分的なものについてはちょっと今のところ把握はしておりません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

できれば、どの辺にこういう工事が必要なのかという測点があるでしょうが、ナンバー1からずっと上までですね。その測点を入れておくというと、大体どこら辺がどうかと見えてくるわけですね。これはちょっとなかなかわからないわけですよ、私たちは。ただ、やり方としては、こういうふうに説明してありますけれども、これがどの辺にかかってくるのかですね。全体なのか、あるいは部分的に、どことどの辺にかかってくるのかという、そういう説明がちょっとはっきり不足していると思うので、もし今から、そういうときにはちゃんとした測点を示して、ここにこういうことをしますというふうな形で説明してもらえば、非常にわかると思うんですけど。その点は要望しておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第60号 町道長倉藤平線改良（1工区）工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程4 議案第61号 動産の買入れについて

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第61号 動産の買入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第61号 動産の買入れについて提案理由の説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件といたしましては、玄海みらい学園メディアセンター書架等一式でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6552番地1、有限会社カタヤマ、代表取締役片山宏教氏でございます。

買入れ価格は、22,626千円でございます。予定価格に対する落札率は、88.33%でございます。

納入期限は、平成27年3月25日でございます。

なお、指名業者は7業者でございます。7業者を申し上げておきたいと思っております。

1社目は、有限会社ツルダ、2社目、中島商事株式会社唐津支店、3社目は鶴田文具店、4社目は株式会社チワタ唐津営業所、5社目は有限会社カタヤマ、6社目は宮島商事株式会社事務機センター、7社目は株式会社吉富、以上7社でございます。

提案理由でございますが、現在、学校では子供たちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させるため、計画的に朝読書や調べ学習等で図書館を活用いたしております。

さらに、玄海みらい学園では、自己の学びによる探究心を養い、視野を広く持った子供を育成するため、知識の宝庫であるメディアセンターを有意義に活用したいと考えております。

図書家具の選定に当たっては、子供たちの視線を遮らない高さ、子供たちの興味を引く掲示や展示が可能なこと等々を考慮いたしております。木のぬくもりや優しさが感じられる図書家具を配置し、子供たちが本を読みたくなる、行きたくなる、楽しくなる、探したくなるメディアセンターを目指すものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

このメディアセンターというのは、今まで学校図書館などでいろんなそういう子供たちの読書意欲を高めるとか、いろんな知識を広めるとか、そういう形でもずっと取り上げられてきたんですけれども、これは図書館とは別の意味で今度やられるわけですかね。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

お答えいたします。

学校図書館法という法律がございまして、学校には図書館を設けないといけないというふうになっております。法律上は学校図書館という名称でございましてけれども、今回の新しい学校においては、その名称をメディアセンターというふうに呼ぶということにいたしているところでございます。中身は学校図書館法上の図書館でございまして、御理解いただきたいと思っております。（「図書室や、図書館や」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

図書室の本棚と椅子と机という、簡単に言えばそういうことですね。これは様式も材料も書いてありますけど、材料はこれを使って、このような形に本を何冊、どれぐらいの本を入れるという、そういう指定をした上での入札だったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

本日、議員の皆様が今お持ちの議案資料を見ていただければと思いますけれども、平面図がございます。そして、一番最後にイメージ図がございます。イメージ図を見ていただきますと、3階部分のメディアセンターの——これは設計を検討するときに使っておりましたイメージ図でございますので、実際購入する書架の個数とは若干違っておりますけれども、大体このように並べようというふうに考えております。

書架の数でございますとか、それからテーブルの数とか、そういうものにつきましては予算の制約がございます。その予算の制約の中で、今、学校図書館で所蔵しております、4校の学校で所蔵しております図書を精査して、大体2万冊ほど新しい学校においては、しょっぱなですね、開校当初、2万冊程度所蔵できるような、そういうキャパシティを考えて、このような設計にしたところがございます。ただ、それできちぎちというわけではございませんので、少しは余裕を持てるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（上田利治君）**

岩下孝嗣君。

**○10番（岩下孝嗣君）**

メディアセンターという名称ですけど、これは非常に大事な空間だというふうに思っております。

それで、このイメージ図、もうほとんどこれでいくというふうに理解していただければいいんですね。

**○議長（上田利治君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

はい。今、御質問いただきましたとおり、このイメージ図に沿って配置をする予定でございます。

ただ、人間がなかなか変化する、もしくは成長する生物でございますので、これはどうかなということ、実際、こういうふうに配置をいたしますけれども、若干、丸テーブルでございますとか、そういうのをいじる可能性はございますので、それは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

メディアセンター、さっきの配置図ですね。ここの中に左の下のほうにPC・検索コーナー、24番があります。多分本の検索等とかもされると思いますが、本の検索、図書の、結局何の何番にどの本があるとか、そういったところまで見られるだろうと思います。これまでいろんな建設工事のほうのいろいろな設計等が出ていましたけれども、中身についてはまだ教育環境委員会のほうでは余り言われておりませんでした。この場合、もうメディアセンターになれば、このパソコンでニュース等とか、子供が自由にそのときのニュースを見たりとか、それとか、この学びエリアの中でタブレットも導入されますよね。だから、ここには無線LANとかWi-Fiをされているものか。それと、このPC・検索コーナーでここまで見られるものか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

新しい学校におきましては、無線LANを配置することといたしております。

今現在の、きょう午前中に見ていただきます現地では、その配管のみをやっておりまして、そういう情報設備についてはこれから業者を選定し、そしてまた、議会の議決を経た後、そういう情報整備については行うことといたしております。

それから、子供たちには今、学校においてはタブレットを持たせて、実証実験をしております。新しい学校におきましても、何台かの、私としては、中学生ぐらいには次の高校はもう全員タブレットを持っておりますので、中学生ぐらいの数においてはですね。ですから、50人の3学年ということで150台ぐらいはタブレットを配置できればいいなというふうに思っております。そうすると、子供たちは学校内でタブレットで検索をして、もちろんニュースでございますとか、さまざまな教科書、教材に関するデータを集めることができます。

それから、メディアセンターにおきましては、職員がそういう、例えば、ICTにたけた職員を配置しますので、そこでメディア教育もできますし、自分で調べ学習をすることもできます。ですから、ネットで情報を得る、それから本でも情報を得る、両方の活用ができる

だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

以上もって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第61号 動産の買入れについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成26年第3回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前10時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員